

東日本大震災復興特別区域法資料

復興庁

2019年4月

目 次

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1． 東日本大震災復興特別区域法の概要 | p. 2 |
| 2． 復興推進計画による規制・手続に関する特例措置 | p. 9 |
| 3． 復興推進計画による税・金融上の特例措置 | p. 25 |
| 4． 復興整備計画と主な特例措置 | p. 36 |
| 5． 東日本大震災復興交付金 | p. 52 |

- 東日本大震災復興特別区域法の対象区域(p.4)
- 東日本大震災復興特別区域法の枠組み(p.5)
- 復興推進計画の作成について(p.6)
- 復興推進計画による規制・手続に関する特例(p.7,8)

東日本大震災復興特別区域法の概要

復興特区の制度設計の考え方

1. これまでに経験のない未曾有の被害



前例や既存の枠組みにとらわれず、
地域限定で思い切った措置

2. 被災状況や復興の方向性が地域によりさまざま



地域の創意工夫を生かした
オーダーメイドの仕組み

3. 地方公共団体の負担軽減、迅速な対応が必要



規制・手続の特例や税・財政・金融
上の特例をワンストップで適用

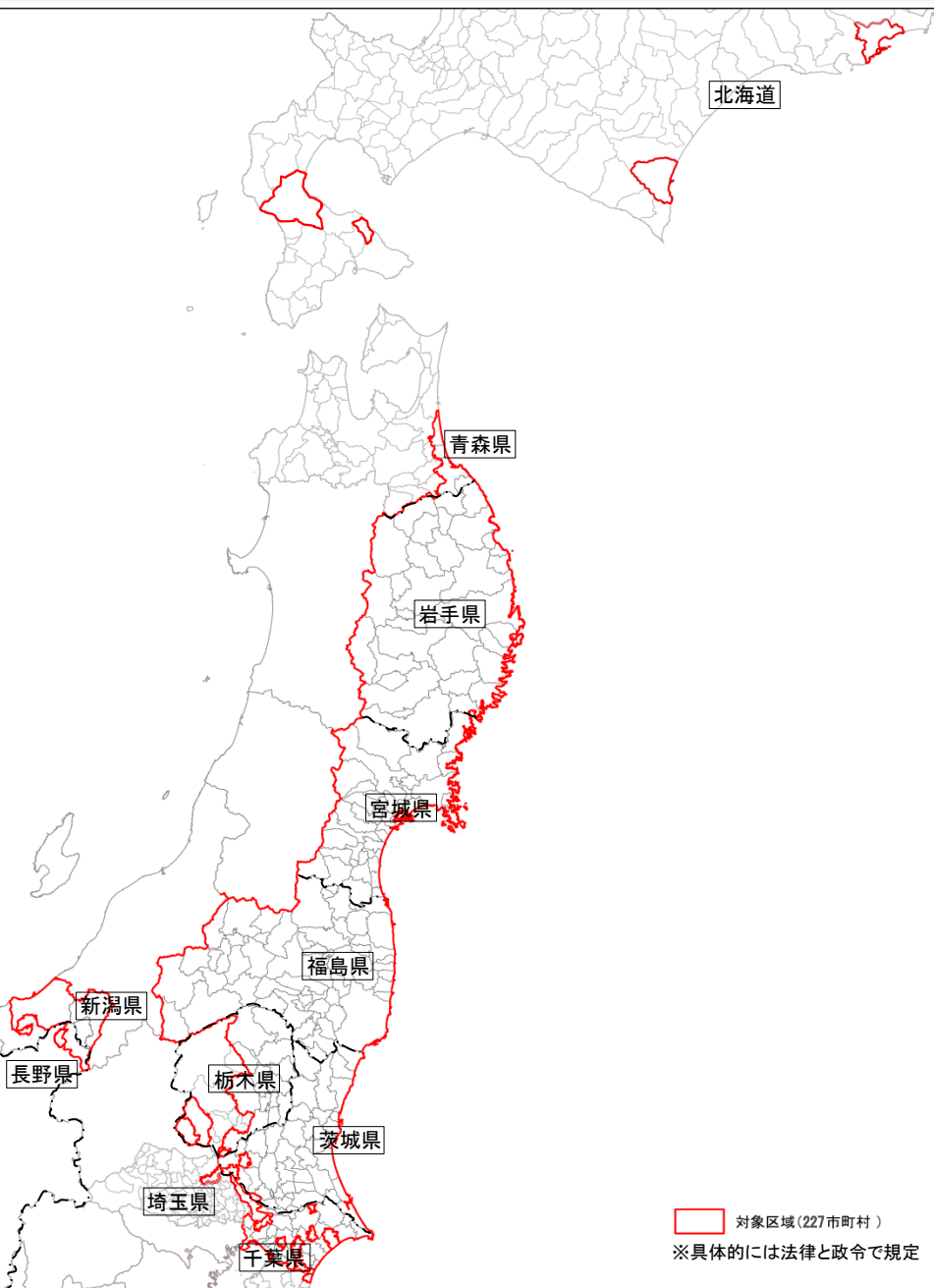
復興特区の制度設計のポイント

1. 震災により一定の被害を生じた区域(227市町村の区域)を特定被災区域として設定。

2. 特定被災区域において、自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選び取る。

3. 地域の提案により新たな特例を追加・拡充することができる仕組みを導入。

東日本大震災復興特別区域法の対象区域



北海道: 鹿部町^{しかべちよう} 八雲町^{やくもちよう} 広尾町^{ひろおちよう} 浜中町^{はまなかちよう}
 青森県: 八戸市^{はちのへし} 三沢市^{みさわし} おいらせ町^{ちよう} 階上町^{はしかみちよう}
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市^{みとし} 日立市^{ひたちし} 土浦市^{つちうらし} 古河市^{こがし} 石岡市^{いしおかし} 結城市^{ゆうきし}
 龍ヶ崎市^{りゅうがさきし} 下妻市^{しもつまし} 常総市^{じょうそうし} 常陸太田市^{ひたちおおたし} 高萩市^{たかはぎし}
 北茨城市^{きたいばらきし} 笠間市^{かさまし} 取手市^{とりでし} 牛久市^{うしくし} つくば市^{なかし} ひ
 たちなか市^{かしまし} 鹿嶋市^{いたこし} 潮来市^{ひたちおおみやし} 常陸大宮市^{さくらがわし} 那珂市^{なかし}
 筑西市^{ちくせいし} 坂東市^{ばんどうし} 稲敷市^{いなしきし} かすみがうら市^{さくらがわし} 桜川市^{さくらがわし}
 神栖市^{かみすし} 行方市^{なめがたし} 鉾田市^{ほこたし} つくばみらい市^{おみたまし} 小美玉
 市^{いばらきまち} 茨城町^{おおあらまち} 大洗町^{しろさとまち} 城里町^{とうかいむら} 東海村^{だいごまち} 大子町^{みほむら}
 美浦村^{あみまち} 阿見町^{かわちまち} 河内町^{とねまち} 利根町^{うつのみやし}
 栃木県: 宇都宮市^{あしかがし} 足利市^{さのし} 佐野市^{おやまし} 小山市^{もおかし} 真岡市^{おたわらし}
 大田原市^{やいたし} 矢板市^{なすしおほらし} 那須塩原市^{さくら市} さくら市^{なすからすやまし}
 那須烏山市^{ましこまち} 益子町^{もてぎまち} 茂木町^{いちかいまち} 市貝町^{はがまち} 芳賀町^{たかねざわまち}
 高根沢町^{なすまち} 那須町^{なかがわまち} 那珂川町^{くきし}
 埼玉県: 久喜市^{ちばし}
 千葉県: 千葉市^{ちようし} 銚子市^{いちかわし} 市川市^{ふなばしし} 船橋市^{まつとし} 松戸市^{のだし} 野田市^{かしわし}
 成田市^{なりたし} 佐倉市^{さくらし} 東金市^{とうがねし} 旭市^{あさひし} 習志野市^{ならしのし} 柏市^{かしわし}
 八千代市^{やちよし} 我孫子市^{あびこし} 浦安市^{うらやすし} 印西市^{いんさいし} 富里市^{とみさとし}
 匝瑳市^{そうさし} 香取市^{かとりし} 山武市^{さんむし} 大網白里市^{おおあみしらさとし} 酒々井町^{しすいまち}
 栄町^{さかえまち} 神崎町^{こうざきまち} 多古町^{たこまち} 東庄町^{とうのしょうまち} 九十九里町^{くじゅうくりまち}
 横芝光町^{よこしばかりまち} 白子町^{しらこまち}
 新潟県: 十日町市^{とおかまちし} 上越市^{じようえつし} 津南町^{つなんまち}
 長野県: 野沢温泉村^{のざわおんせんむら} 栄村^{さかえむら}

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成が
できる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同
して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や
税制上の特例等を受けるため
の計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同
して作成
土地利用の再編に係る特例
許可・手続の特例等を受け
るための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための 特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の 作成

市町村が単独又は県と共同
して作成
交付金事業(著しい被害を受け
た地域の復興のための事業)
に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する 新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

復興推進計画の作成

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。

国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能

例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成

例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成

例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更

- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

《計画の概要(記載事項)》

①復興推進計画の区域、目標、取組内容

②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用(※)等、必要な場合のみ)

④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定 等

* 計画の認定後の変更は随時可能。

1. 個別の規制、手続の特例

① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
- ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化

② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
- ・ 工場立地法及び地域未来投資促進法における緑地規制の特例
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)

③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

④ 医療、福祉等

- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
 - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)

⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は復興庁令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例(p.10)
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮(p.10)

② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例(p.11)
- ・ 工場立地法及び地域未来投資促進法における緑地規制の特例(p.12)
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置(p.13)
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例(p.14)
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)(p.15)

③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例(p.16)
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化(p.17)
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例(p.18)
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例(p.19)

④ 医療、福祉等

- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)(p.20)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)(p.21)
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)(p.22)

⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例(p.23)

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ(p.24)

公営住宅等に関する入居資格要件の特例期間の延長・譲渡処分要件の緩和（公営住宅法の特例）

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、街作りと整合のとれた災害公営住宅の建設に時間を要することや一度に大量の災害公営住宅を建設する必要があること等を踏まえ、当該被災地域の実情を踏まえた円滑な公営住宅の供給を可能とする。

1. 公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長

現行制度

現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準の緩和）

【被災市街地復興特別措置法第21条】

特例措置①

復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居者資格要件を緩和

【対象者】①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者
②都市計画事業等の事業の実施に伴い移転が必要になった者

2. 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

現行制度

○耐用年限の1／4を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる

（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）

【公営住宅法第44条第1項】

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない

【公営住宅法第44条第2項】

特例措置②

○耐用年限の1／6に期間を短縮

（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

特例措置③

○地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする

食料供給基地の実現に資する食料供給等施設整備に係る特例（農地法及び森林法の特例）

復興特別区域内の津波被災地域において、施設用地が限られた被災地の特殊事情に鑑み、他に代替する土地がないこと等に配慮しつつ、優良農地であっても転用を許可することとする。また、農地転用、森林の開発許可手続をワンストップで処理する。

現状と課題

- 現行の農地制度では、農林水産業の復興に必要な施設であっても、集団農地等の優良農地の転用は原則不可となっている。
- 被災地においては、農林水産関連施設に壊滅的な被害が発生し、津波リスクの少ない内陸部の優良農地等への移転を求めるニーズが存在する。



市町村による復興推進計画の作成等

津波被害を受けた市町村が復興推進計画に食料供給等施設※整備事業を記載。

※ 農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー関連施設等

復興推進計画について内閣総理大臣の認定

- 認定後、食料供給等施設整備計画（実施主体、施設の種類・規模、所在、面積等）を策定。
- 整備計画について知事の同意

特例の内容

- 施設用地が限られた被災地の特殊事情に鑑み、他に代替する土地がないことや、周辺の土地の農業上の利用に配慮しつつ、優良農地であっても転用を許可。
- 農地転用、森林の開発許可手続をワンストップ化。

工場立地に係る緑地等規制の緩和（工場立地法及び地域未来投資促進法の特例）

地方公共団体が、復興特別区域の復興産業集積区域内で行う「復興産業集積事業(※)」を盛り込んだ「復興推進計画」を策定し、内閣総理大臣に申請し認定を受けた場合、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、工場立地法及び地域未来投資促進法で定めた準則に代えて、市町村の条例により自由に定めることができる。

(※)復興産業集積事業：雇用確保等が喫緊の課題である「復興産業集積区域」において、製造業等が工場等の新增設を行うことを促進する事業。

概要

特定地方公共団体

復興産業集積区域内で行う
復興産業集積事業を定めた
復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣

認定

現行の準則に代えて、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、地域の実情を踏まえ、**市町村の条例**で自由に定めることが可能。

★「市町村の条例」が、下記準則よりも優先★

現行の準則（緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合）

＜工場立地法で定める準則＞

- ・環境施設（含む緑地）… 25%以上
- ・上記25%のうちの緑地… 20%以上

＜工場立地法上で定めることが可能な地域準則＞

- ・環境施設（含む緑地）… 10%～35%
- ・緑地 … 5%～30%

＜地域未来投資促進法上で定めることが可能な市町村準則＞

- ・環境施設（含む緑地）… 1%～25%
- ・緑地 … 1%～20%



復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～産業の活性化～
漁業権の免許の優先順位の特例（漁業法の特例）

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能とする。（注）免許付与の優先順位の廃止を伴った漁業法の一部改正がなされ、平成30年12月14日に公布された。同法の施行により本件免許事業に係る特例廃止されることになるが、同法の施行日は公布日から2年以内とされている。（平成31年3月末時点では施行期日を定める政令が未制定である）

現行制度

復興に当たっての課題

適用区域

特例措置の内容

被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)

手続

県による「復興推進計画」の作成

漁業法の特例を適用する具体的な対象地域（浜）及びその必要性、養殖業の再開が困難な実情等を記載。

（※）必要な場合には、「復興推進計画に密接な関係を有する者」を構成員とする「地域協議会」の場で協議・調整。

復興推進計画に係る内閣総理大臣の認定

（関係行政機関の長（農林水産大臣）の同意が必要）。

計画の趣旨、具体的な必要性、地域（浜）の設定範囲の妥当性等を確認。

知事による免許審査

現行の優先順位の規定に代わる基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査。

（特例法定基準）

- ① すぐに事業を開始できる具体的な計画がある
- ② 事業を適確に行うに足る「経理的基礎」及び「技術的能力」がある
- ③ 十分な社会的信用がある
- ④ 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果がある
- ⑤ 他の漁業との協調その他水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない

基準に合致する者がいる場合

地元漁民の7割以上を含む法人

地元漁民7人以上で構成される法人

地元漁協
（自ら漁業は行わず
漁業権の管理を行う漁協）

（※）特区は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために措置されるものであり、5年以内に法の目的の達成度合い等を検証し、見直しが行われることとなっている。

○地元漁協の下で、地元漁業者による復興を支援するのが基本。しかし、深刻な被害により、地元漁業者のみでは資金や担い手等の確保が困難なことから、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることを考えなければならぬ地域も存在。

○このような地域であっても、現行制度の下では、地元漁協が手を挙げれば地元漁民が主体の法人には免許されない仕組み。

○地元漁協の下で外部の企業等と連携し支援を得ようとしても、地域における調整に時間を要し、復興の可能性を失うおそれ。

第1順位から第3順位について特例措置

・地元漁協（自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協）

※ 漁業者（組合員）は漁協から漁業を営む権利（行使権）を取得。

・地元漁民の7割以上を含む法人

・地元漁民7人以上で構成される法人

・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者（法人含む。）

・新規参入企業等



第1
順位

第2
順位

第3
順位

第4
順位

第5
順位

応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

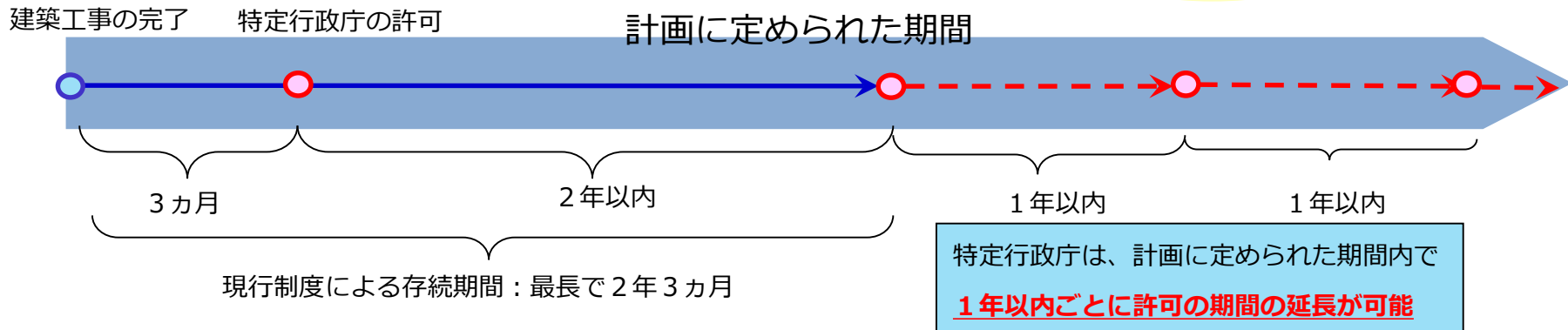
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁※が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



※ 特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事

仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和（都市公園法施行令の特例）

東日本大震災からの復興を推進するため、震災により甚大な被害を受け、地域住民の生活に必要な店舗や事務所等のための土地が不足している区域において、仮設の店舗や事務所等を占用物件（復興仮設占用物件）として都市公園に設けることを可能とする。

現状と課題

- 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域では、地域住民の生活に必要な物件又は施設のための土地が不足している。
- 市街地の復興、整備が行われるまでの間、仮設店舗等の用地として、都市におけるオープンスペースである都市公園の利活用が求められているが、公園施設以外で都市公園に設けられる物件又は施設（占用物件）は、都市公園法において限定列挙されており、それ以外の物件又は施設は都市公園に設けることができない。（都市公園法第7条、都市公園法施行令第12条第2項）

仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限緩和

市町村は、仮設店舗等の復興仮設占用物件について、その種類、設置する都市公園の名称・所在地を定めた復興推進計画を作成

内閣総理大臣の認定

特例措置

復興推進計画に記載された復興仮設占用物件は、公園管理者の許可を受けて、占用物件として都市公園に設けることができる。



復興仮設占用物件による
都市公園の占用のイメージ

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～まちづくり～ 用途規制の緩和に係る特例措置（建築基準法の特例）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

＜特定行政庁が許可できる場合＞

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
(建築基準法第48条)



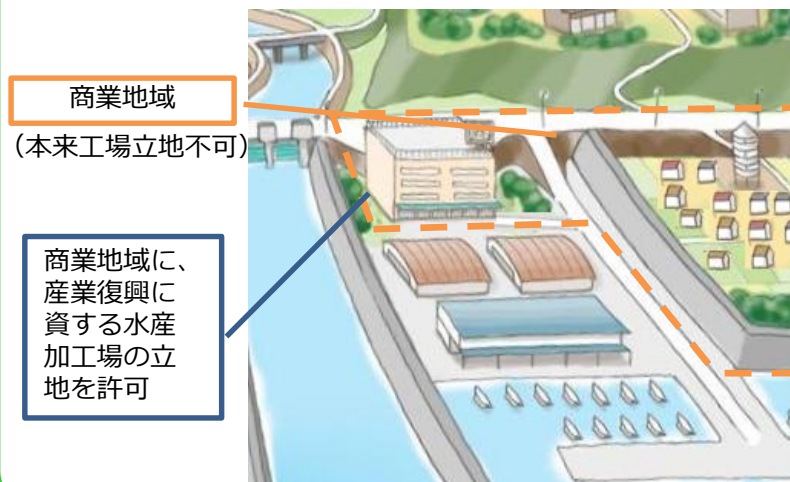
特例措置

＜特定行政庁が許可できる場合＞

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
- ◆ **復興推進計画に定められた基本方針に適合すると認めた場合**

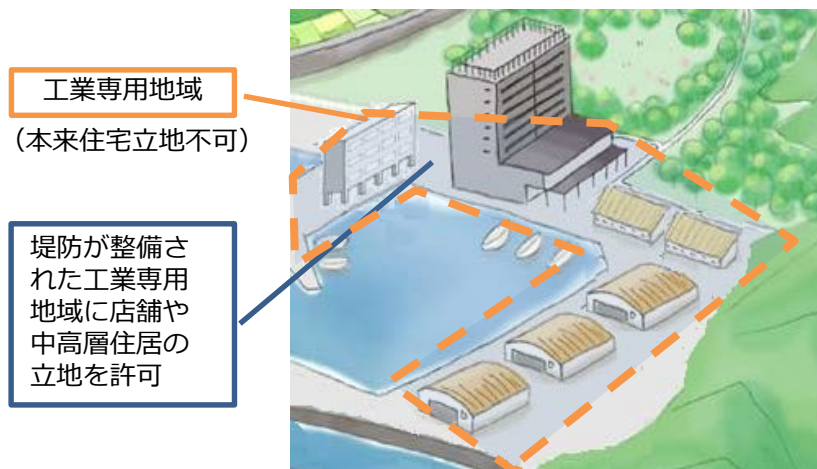
想定される事例

被災した商業地域において、水産物の飲食・物販所とともに水産加工場等の立地を許可し、水産加工物の製造直販をする水産物関係の産業集積を図る。



許可の基準の明確化により、 一体的かつ迅速な緩和が可能に

工業専用地域において、被害を受けた自動車の修理や部品製造工場に併せて、販売店舗や中高層住宅の建築を許可し、工場の従業員の住居確保と、津波からの避難に資する中高層建築物の立地を図ることにより、自動車関連産業の集積を図る。



特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（建築基準法の特例）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

特別用途地区の指定
（都市計画決定）



特別用途地区における緩和の内容
を定めた条例の国土交通大臣承認



特別用途地区内の建築規制を目的
とした条例の制定
（建築基準法第48条第1項～
第13項の制限を緩和するもの）

特例措置

特別用途地区の指定
（都市計画決定）



特別用途地区における
緩和の内容を定めた条
例の国土交通大臣承認



建築基準法第48条第1項～
第13項の制限の緩和を定めた
復興推進計画について
国土交通大臣が同意



特別用途地区内の建築規制
を目的とした条例の制定

特別用途地区の指定のイメージ

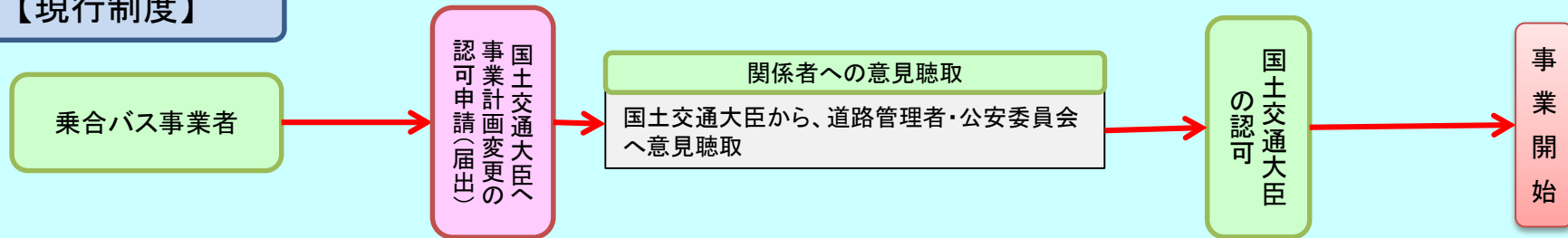
地場産業である水産業の
育成のため、
住居系地域において
水産関連工場の立地を
可能とする特別用途地区
を指定



バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法の特例）

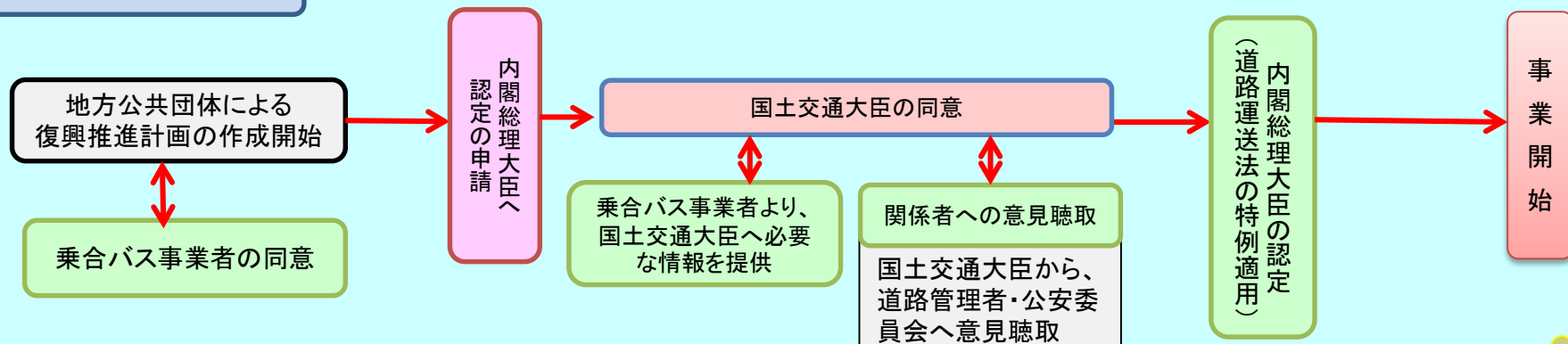
- 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて一般バスの路線の新設・変更等について規定された場合には、道路運送法上の認可（届出）の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。

【現行制度】



- 乗合バス事業者は、路線の新設・変更等に係る事業計画の変更を行う場合には、国土交通大臣へ事業計画の認可申請（届出）を行うことが必要

【特例内容】

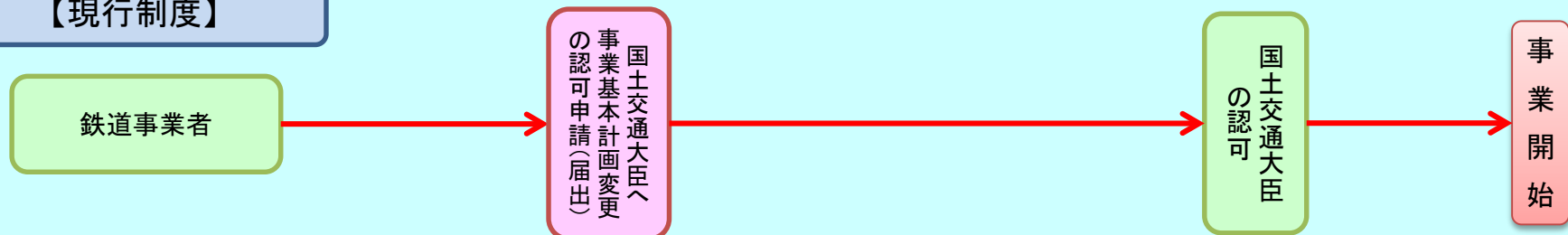


- 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）に係る路線の新設・変更等を定めた復興推進計画について、乗合バス事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、路線の新設・変更等に係る道路運送法第15条の認可又は届出の特例が行われたものとみなすこととする。

法律で規定している規制の特例措置等 ～まちづくり～
鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法の特例）

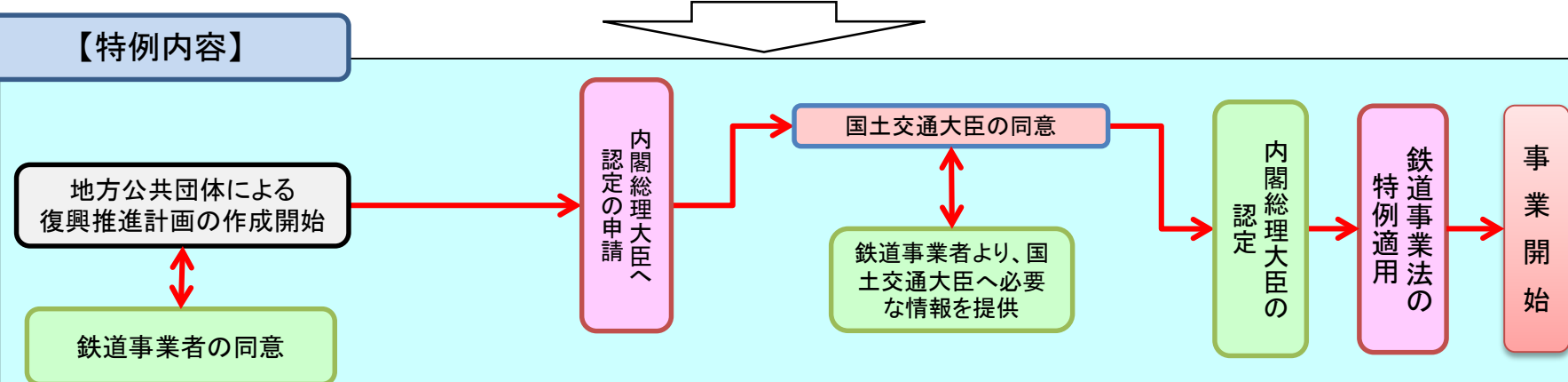
- 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて鉄道ルートの変更等について規定された場合には、鉄道事業法上の認可（届出）の手続を不要とし、他の復興事業と一体的に鉄道ルートの変更を円滑かつ確実に実施することとする。

【現行制度】



- 鉄道事業者は、事業基本計画の記載事項である駅の位置・名称の変更を行う場合には、鉄道事業法第7条の規定により、国土交通大臣へ事業基本計画変更の認可申請（届出）を行うことが必要。

【特例内容】



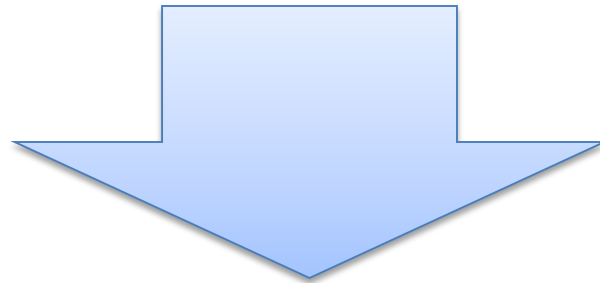
- 鉄道ルートの変更に関する事業が定められた復興推進計画について、当該事業の内容として記載された変更後の駅の位置及び名称に関し鉄道事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法第7条の認可を受け、又は届出をしたものとみなすこととする。

【規制の現状】

医薬品医療機器法において、医療機器の製造販売業者は「医療機器等総括製造販売責任者」を、製造業者は「医療機器責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3年）が定められている。

【規制緩和の必要性】

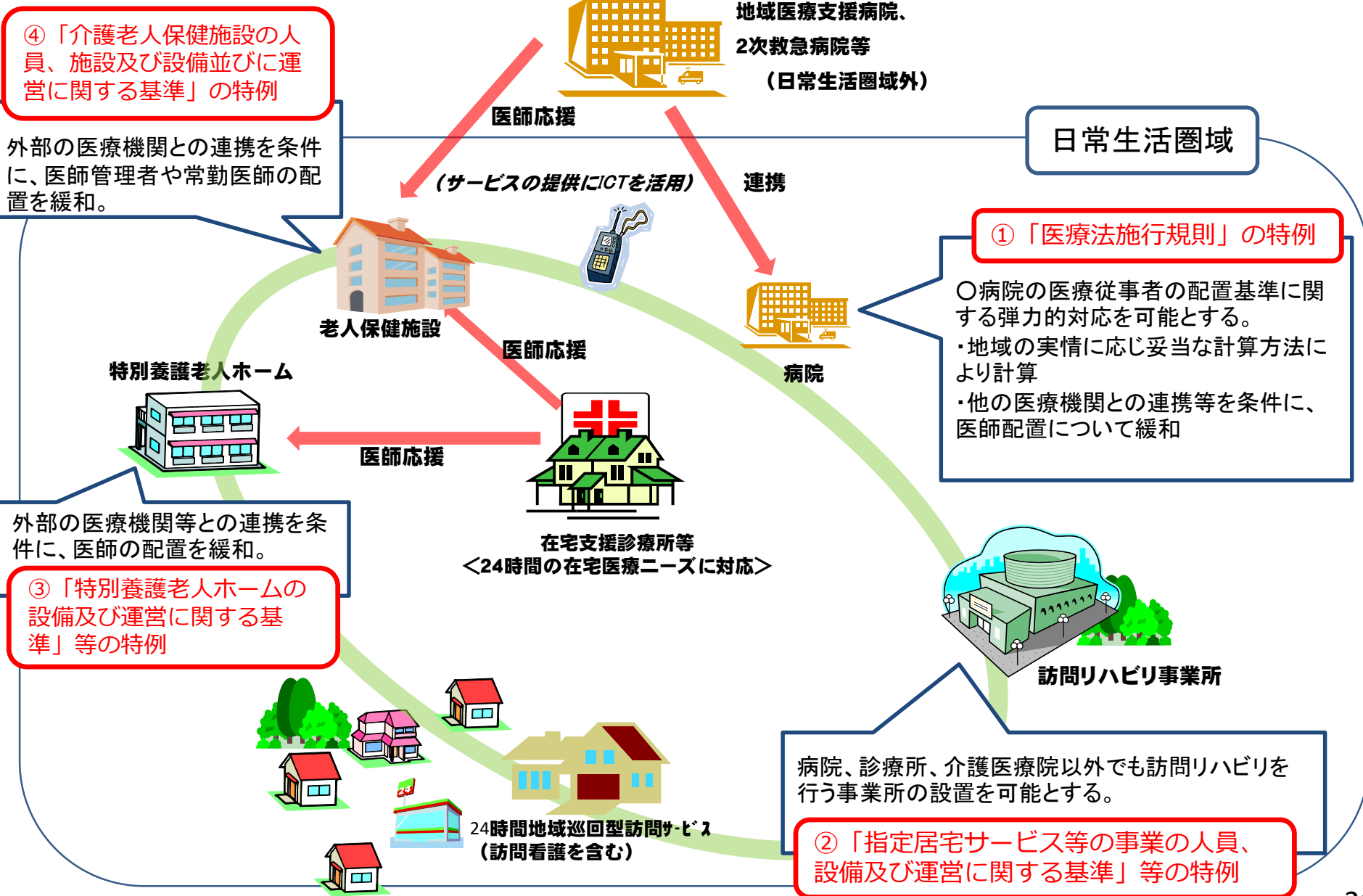
被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【対応方針】

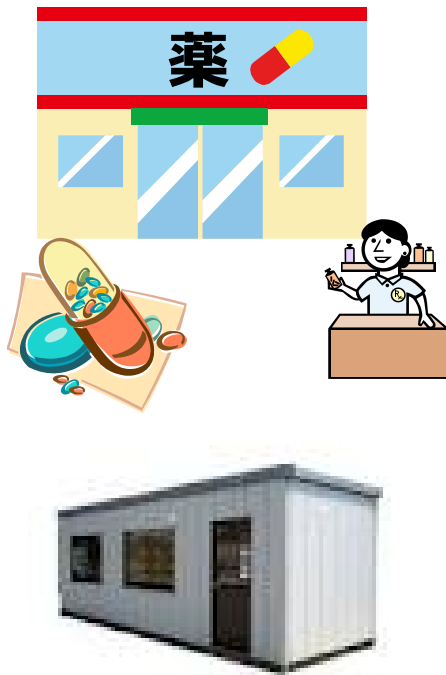
医療機器等総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件（3年）に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準）を適用することとする。

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
被災地における医療・介護確保のための特例（医療法施行規則等の特例）



【被災地のニーズ】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和が求められている。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は 19.8m^2 以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は 13.2m^2 以上とされている。



【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がいまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。

【対応方針】

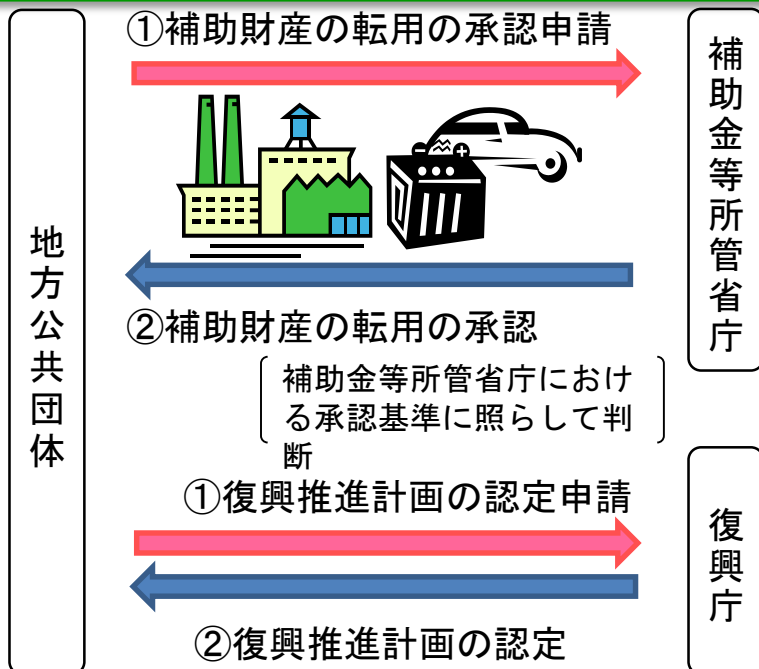
- 面積が基準を満たさない場合でも、保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めたものについては、県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。

補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（補助金等適正化法の特例）

補助金等により取得した財産を補助金等の交付目的以外に使用等すること（補助財産の転用）について、復興推進計画の認定を受けた場合には、その認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

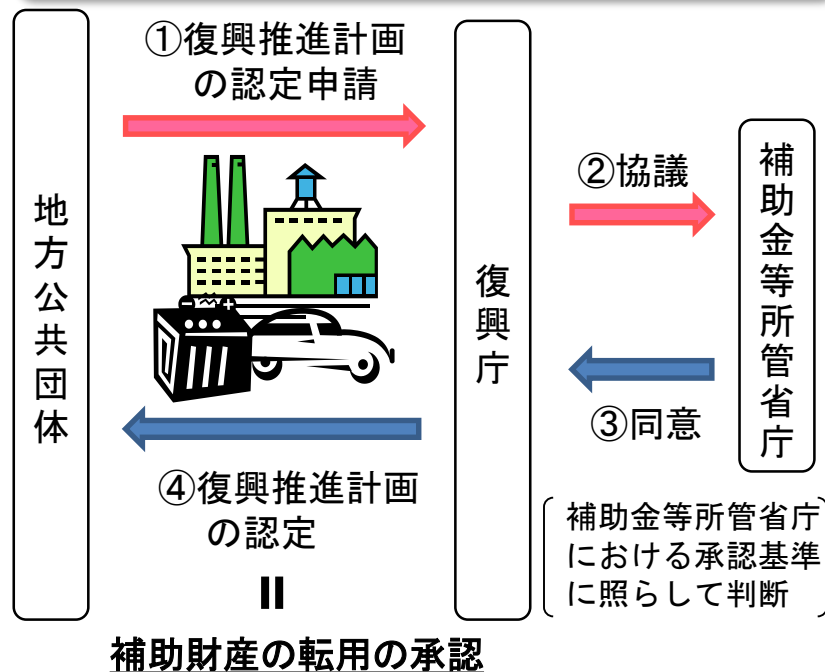
補助金等適正化法の特例が無い場合

- 復興推進計画に位置付けられた事業の実施に併せて補助財産の転用をする場合
- 補助財産の転用の承認と復興推進計画の認定がそれぞれ必要であるため手続が重複。

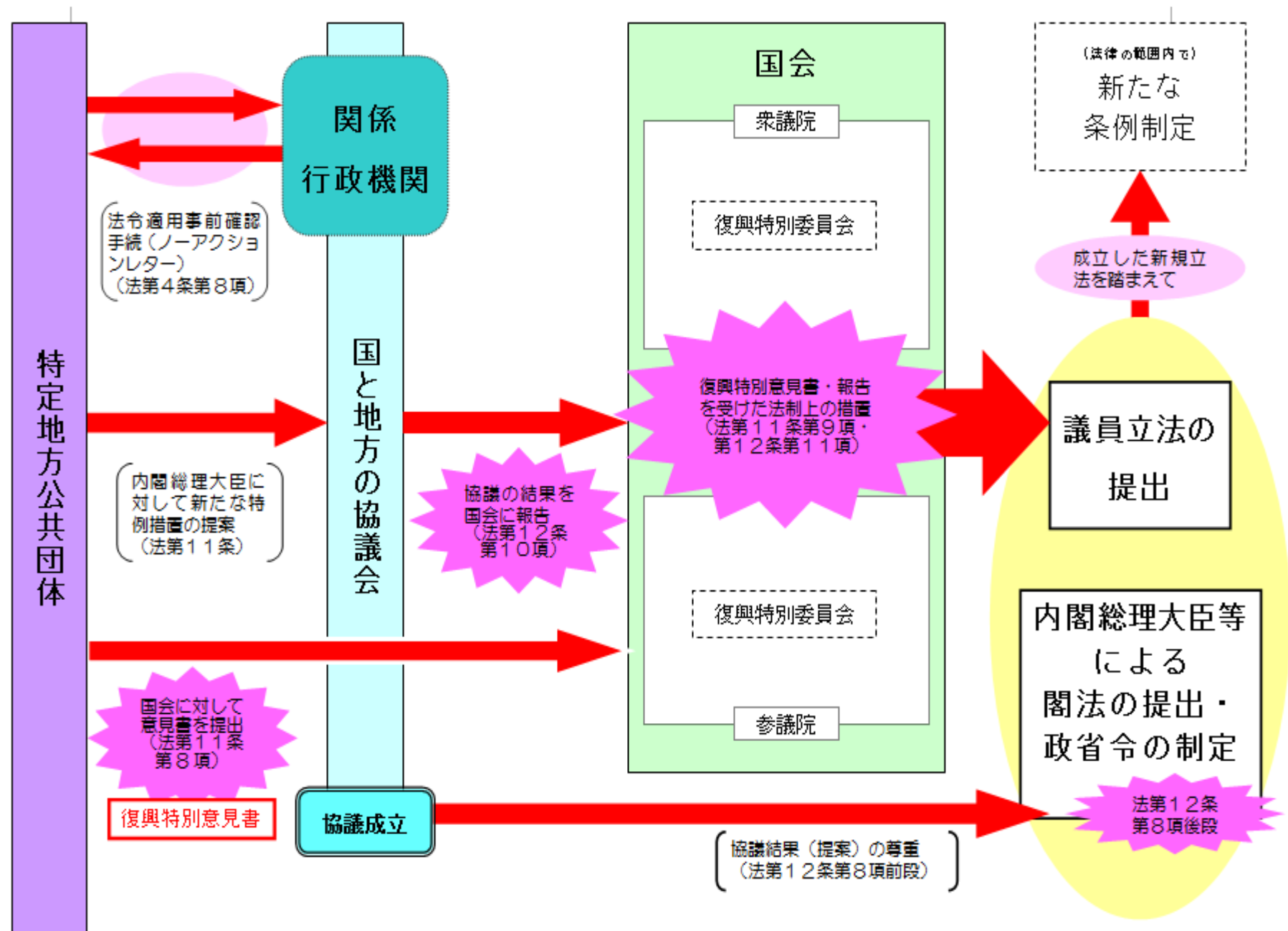


補助金等適正化法の特例による手続

- 補助金等所管省庁の同意の上で補助財産の転用が位置付けられた計画の認定を受けた場合
- 復興推進計画の認定を補助財産の転用の承認とみなすことにより手続の重複を排除。



法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ



復興推進計画による税・金融上の特例措置

- 復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度 (p.26)
- 産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ (p.27)
- 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除 (p.28)
- 復興産業集積区域における法人税等の特別控除 (p.29)
- 復興産業集積区域における新規立地促進税制 (p.30)
- 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等 (p.31)
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除 (p.32)
- 「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除 (p.33)
- 復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (p.34)
- 復興特区支援利子補給金 (p.35)

復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却			選択 適用	税額控除(※1)			※1 税額控除は、税額の20%が限度。 但し、4年間の繰り越しが可能。 ※2 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。(以下についても同様)	
	取得等時期 資産等区分	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31		取得等時期 資産等区分	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31		
	機械装置	50% (即時償却)	50%・34% (即時償却)		機械装置	15% (15%)	15%・10% (15%)		
	建物等	25% (25%)	25%・17% (25%)		建物等	8% (8%)	8%・6% (8%)		
赤字は雇用等被害地域(※2)を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。									
法人税等の 特別控除 (法38条)	雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※3)					※3 指定後5年間、税額の20%が限度 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。			
	指定日	H28.4.1～H31.3.31		H31.4.1～H33.3.31					
	控除率	10% (10%)		10%・7% (10%)					
新規立地 促進税制 (法40条)	新設法人(※4)の再投資等準備金積立額の損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)				+	再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)		指定を受ける際の投資規模要件	
	※4 雇用等被害地域を含む市町村の区域内及び福島県内に限る。							大企業	中小企業者等
								初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円
研究開発 税制(法39条)	開発研究用資産について取得価額の34%を特別償却(雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等(※5)については50%)(福島県は即時償却)					+	左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除(税額の60%が限度)		※5 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除※6(8%)
(H32.4.1以降に取得等するものについては、特別償却(17%)又は税額控除※6(6%)(福島県除く)) (※6 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(3) 出資に係る所得控除(法42条)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された株式会社(復興指定会社)への個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

(4) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	※7 課税免除を行った場合の減収額に3/4を乗じた額を減収補填の上限額とする(地方公共団体の不均一課税率がその範囲内であれば震災復興特別交付税により全額措置) 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。
減収補填の上限額	10/10(10/10)	10/10・3/4 (※7) (10/10)	

2. 復興特区支援利子補給金制度(法44条)

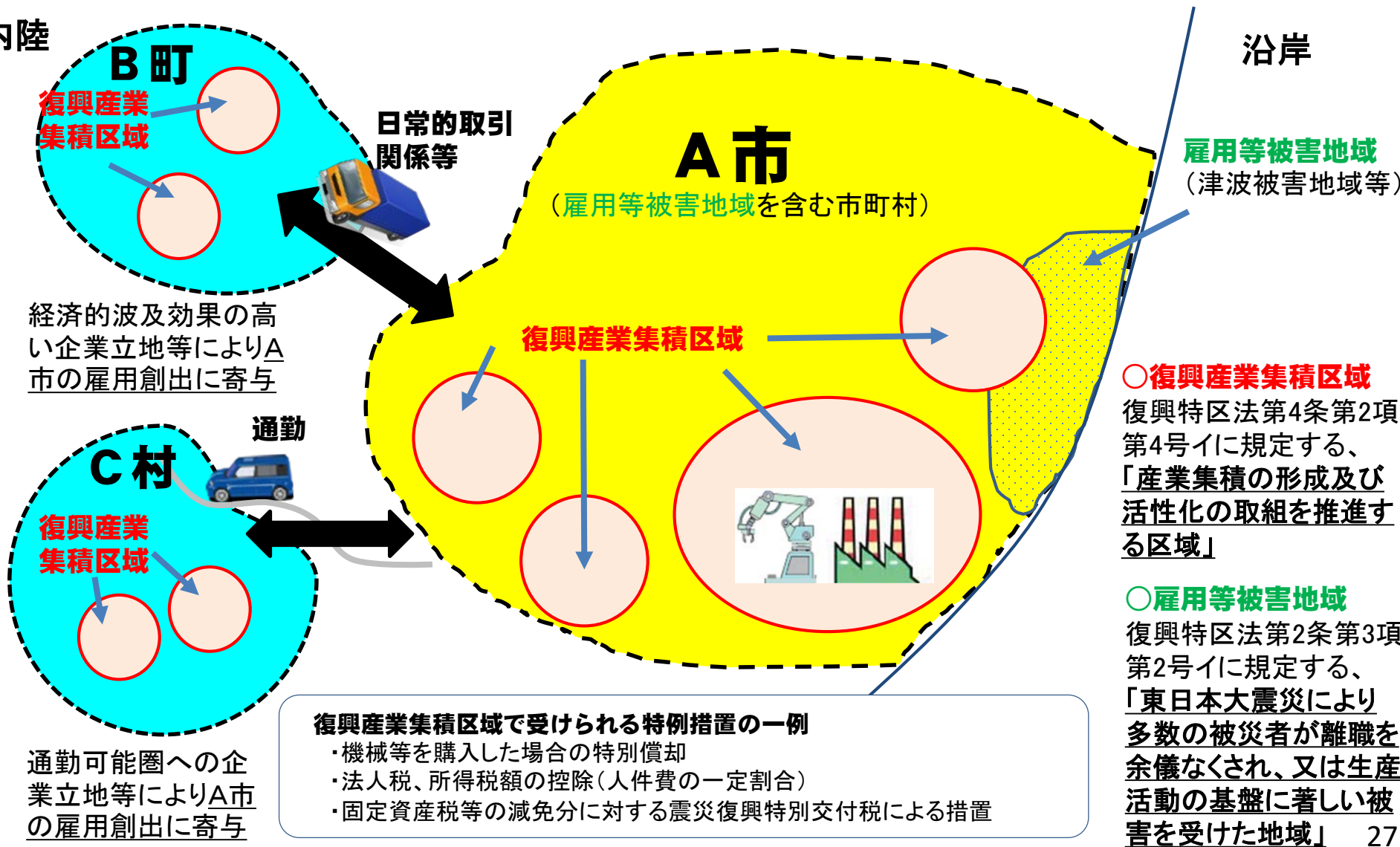
復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ

- A市(雇用等被害地域を含む市町村)のみでは、被災地の雇用を確保することが難しいため、B町・C村においても復興産業集積区域を定めることができる。

内陸

沿岸



平成33年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○ 機械・装置 : 取得価額の50%又は34%の特別償却、15%又は10%の税額控除(※2)

○ 建物・構築物 : 取得価額の25%又は17%の特別償却、8%又は6%の税額控除(※2)

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

特別償却・税額控除の率（特別償却と税額控除は選択適用）

取得等時期 資産等区分	特別償却		税額控除	
	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31
機械・装置(※3)	50%	50%・34%	15%	15%・10%
建物・構築物(※4)	25%	25%・17%	8%	8%・6%

赤字は雇用等被害地域(※5)を含む市町村の区域内に限る。

(※5) 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。

(※3) 福島県：H28.4.1～H33.3.31即時償却、税額控除15%

(※4) 福島県：H28.4.1～H33.3.31特別償却25%、税額控除8%

○ 建築物整備事業の対象資産要件((1)又は(2)のいずれか)

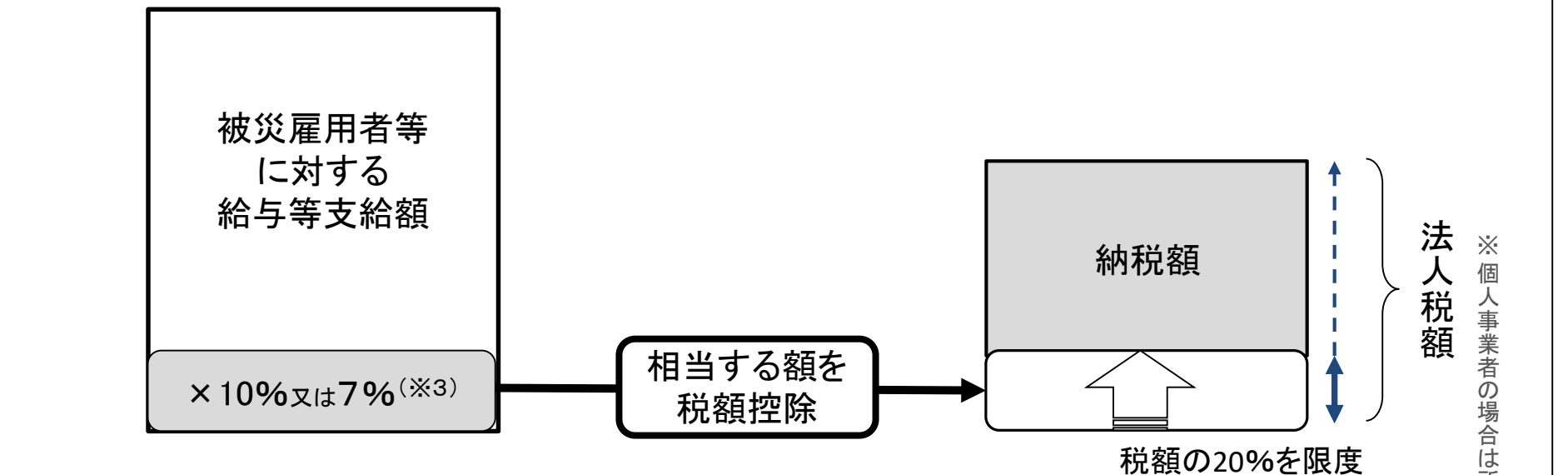
(1) 耐火建築物であること、かつ、次のいずれかを満たすこと

- ・延べ面積 1500㎡以上
- ・地上階数3以上・屋上広場
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 5000万円以上

(2) 「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること(非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと<平成28年度税制改正で追加>

- ・延べ面積 750㎡以上
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 2500万円以上

平成33年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(※2)に対する給与等支給額の10%又は7%(※3)を税額の20%を限度として控除できる。



- (※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2) 雇用されている被災者。被災者とは次のいずれかの者。
- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
 - ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者
- (※3) 控除率は下表のとおり

	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
控除率(※4)	10%	10%・7%

(※4) 福島県：H28.4.1～H33.3.31 10%

赤字は雇用等被害地域(※5)を含む市町村の区域内に限る。

(※5) 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。

- (1) 平成33年3月31日までの間に指定^(※1)を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、**所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入**できる。
- (2) 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に**再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却（即時償却）**できる。（なお、準備金の取崩し期間は5年間。）

(※1) 指定を受ける際の主な要件

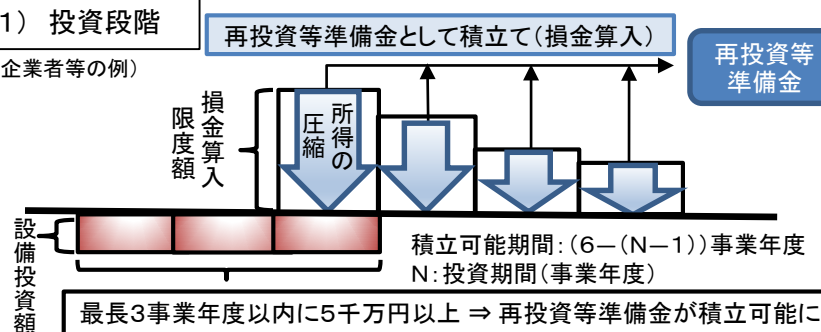
- ① 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと（法第40条第1項）
- ② 特定復興産業集積区域内に本店を有すること（規則第17条第1項第1号）
- ③ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること（規則第17条第1項第1号）
- ④ 積立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと（規則第17条第1項第2号）
ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能（規則第17条第1項第10号）【H26税制改正対応】
(イ) 法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
(ロ) その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること
- ⑤ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること（規則第17条第1項第4号・第5号）
- ⑥ 【H28税制改正対応】指定を受ける際の投資規模要件（規則第17条第1項第3号）

指定を受ける際の投資規模要件	H28税制改正前(H28.3.31以前指定)	H28税制改正後(H28.4.1以降指定)
大企業	指定を受ける事業年度に3億円 (単年度投資)	同左
中小企業者等	指定を受ける事業年度に3千万円 (単年度投資)	最大3事業年度内で5千万円でも可(※2) (複数年度投資)

(※2) 単年度投資の要件を満たしていない場合であっても、指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、その投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後に適用可能

(1) 投資段階

(中小企業者等の例)



(2) 再投資段階

(設備投資)
(再投資)

即時償却

購入資金

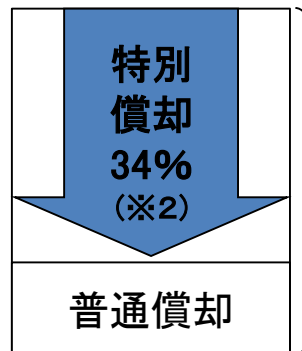
取崩し

再投資等準備金

再投資等準備金は、機械又は建物等に再投資を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を益金に算入（再投資を行った機械又は建物等は、準備金の範囲で即時償却）
※再投資をしない場合は以下の期間で益金算入
指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度の準備金残高の5分の1（平成28年3月31日以前に指定を受けた法人にあっては10分の1）

- (1) 平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の34%まで特別償却ができる(※2)。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能(※3)。

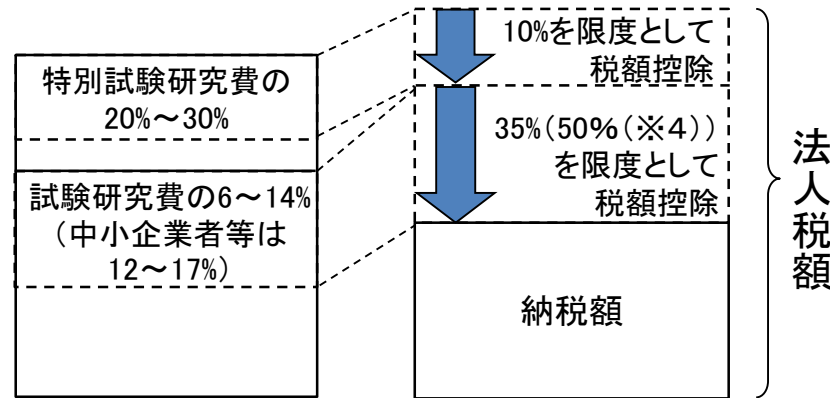
(1) 減価償却



償却費

+

(2) 研究開発税制の特例



※個人事業者の場合は所得税額

- (※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2) 雇用等被害地域(※5)を含む市町村の区域内の中小企業者等(※6)については50%。福島県においては即時償却。
- (※3) 現行の研究開発税制は、試験研究費の6~14%(中小企業者等は12~17%)を税額控除(法人税額の35%(50%(※4))を上限)。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究費の20%~30%を税額控除(法人税額の10%を上限)。指定事業者は、(1)の償却費を特別試験研究費の額とみなし、税額控除することが可能。
- (※4) 研究開発ベンチャー(設立10年以内で、翌事業年度に繰越される欠損金があること等の要件を満たすもの)の場合。
- (※5) 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。
- (※6) 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等である。

平成33年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が特定激甚災害地域(※1)内の復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅(※2)を取得等して、賃貸の用に供した場合には、特別償却又は税額控除ができる。

特別償却・税額控除の率（特別償却と税額控除は選択適用）

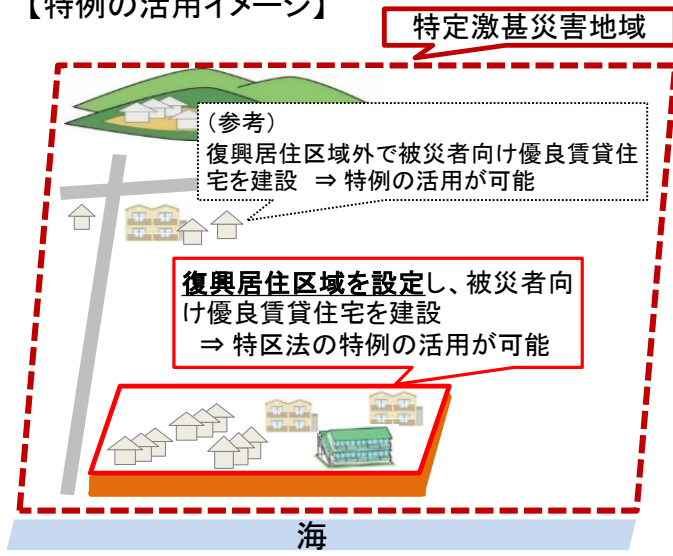
取得等時期 措置率(※3)	H29.4.1～ H32.3.31	H32.4.1～ H33.3.31
特別償却率	25%	17%
税額控除率(※4)	8%	6%

↑ (参考)の特例の深掘り

(参考) 特定激甚災害地域(復興居住区域を除く)における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却(5年間)

取得等時期 割増償却率	H29.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
耐用35年未満	40%	20%
耐用35年以上	56%	28%

【特例の活用イメージ】



(※1) 国土交通大臣が告示する特定激甚災害地域の市町村(平成27年4月3日最終改正)

青森県	八戸市
岩手県	宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
福島県	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、鏡石町、矢吹町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、鉾田市
千葉県	旭市、我孫子市、浦安市、香取市
長野県	栄村

(※2) 被災者向け優良賃貸住宅とは、次の要件を満たすもの。

- ①耐火建築物[※]準耐火建築物

③各独立部分が10戸(50㎡～120㎡のもの)が4戸以上ある場合にあっては4戸)以上

⑤専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたもの

⑦床面積50㎡未満のものにあっては単身世帯を優先することが明らかな公募によること
- ②取得価額が一定額以下

④各独立部分の床面積25㎡～120㎡

⑥被災者を優先することが明らかな公募によること

⑧家賃額が適正なものであること

(※3) 福島県：H29.4.1～H33.3.31特別償却率25%、税額控除率8%

(※4) 税額の20%を限度(4年間繰越可)

「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

特区法42条

地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税において寄付金控除を行う。

個人

株式発行(※1)

購入(出資)

地域の課題の解決のための事業を行う株式会社

復興推進計画の区域において、以下の対象事業を行う中小企業者で、一定の要件(※2)を満たすものとして地方公共団体の指定を受けたもの

対象事業

- 農林水産業の振興に関する事業
- 社会福祉の増進・保健医療の向上に関する事業
- 環境保全の向上に関する事業
- 地域住民の生活の利便性向上に関する事業
- 地域の観光資源の活用の促進等に関する事業

所得税の課税において寄付金控除を適用

- ・ 取得金額1,000万円、又は総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2,000円を差し引いた金額

(※1) 平成33年3月31日までの間に指定を受けた株式会社で、指定の日から同日以後5年を経過する日までの間に発行されるもの。

(※2) 一定の要件(主なもの)〈東日本大震災復興特別区域法等で規定〉

- 1 東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - ① 復興推進計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
 - ・ 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ・ 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
 - ・ 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ・ 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

地方公共団体が対象事業者に対し、条例で課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、平成32年度まで震災復興特別交付税により補填する措置。

<制度の概要>

①の事業者が実施した②の事業に係る③の税目について、課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収額を④に基づき震災復興特別交付税の算定の基礎に算入。(※1)

①対象事業者	平成32年度末までに認定地方公共団体から復興特区法の指定(※2)を受けた個人事業者又は法人
②対象事業	平成32年度末までに復興特区法の課税の特例の適用を受ける施設又は設備の新設又は増設
③対象税目	事業税、不動産取得税、固定資産税
④補てんの上限	雇用等被害地域(※3)を含む市町村の区域内:10/10 上記以外の区域:3/4(※4)(福島県は10/10)

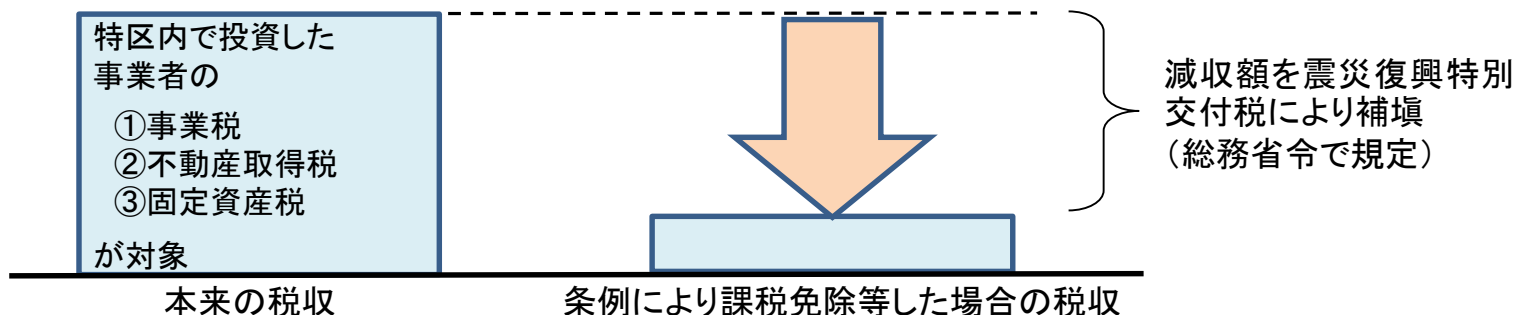
(※1) 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5ヵ年度分を対象。

(※2) 機械等に係る特別償却等<法37条>、研究開発税制<法39条>、新規立地促進税制<法40条>

(※3) 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。

(※4) 課税免除を行った場合の減収額に3/4を乗じた額を減収補てんの上限額とする
(地方公共団体の不均一課税率がその範囲内であれば震災復興特別交付税により全額措置)

<復興特別交付税による減収補填措置のイメージ>



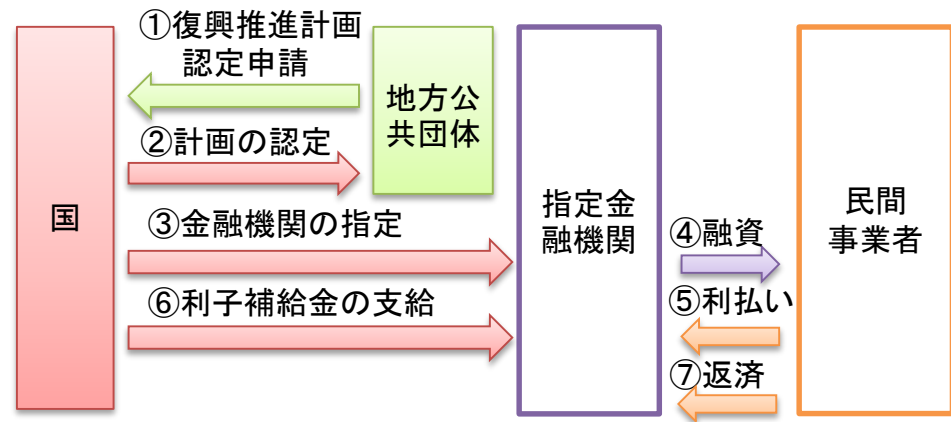
復興基本方針

4（1）①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。

事業イメージ



事業概要

○概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

○指定金融機関 : 対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要
(復興事業の検討に金融機関が加わることを想定)。

復興整備計画と主な特例措置

- 復興整備計画の作成(p.37)
- 事業実施に必要な許可の基準緩和(p.38)
- 復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要(p.39)
- 復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要(p.40)
- 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化(p.41)
- 宅地・農地一体整備事業の創設等(p.42)
- 県営土地改良事業の拡充(p.43)
- 津波復興拠点整備事業の創設(p.44)
- 防災集団移転促進事業の拡充(p.45)
- 住宅地区改良事業の拡充(p.46)
- 復興整備事業の円滑化のための土地に関する特例(p.47)
- 土地収用制度の特例(p.48)
- 環境影響評価手続の特例(p.49)
- 建築行為等の届出・勧告(p.50)
- 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の所有権移転登記の免税措置(p.51)

復興整備計画の作成

復興整備計画：被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画
復興に必要な各種の事業を記載
市町村が作成（県と共同して作成することも可能）

〔主な記載事項〕

- 土地利用方針（計画区域内の土地利用再編の青写真）
- 復興整備事業（被災地の復興のために必要な事業）

【各々の事業に関する特例】

- 宅地・農地一体整備事業
 - 土地区画整理事業
 - 土地改良事業
 - 津波復興拠点整備事業
 - 防災集団移転促進事業
 - 住宅地区改良事業
 - 漁港漁場整備事業
 - 液状化対策事業
 - 滑動崩落対策事業
 - 住宅施設の整備事業
 - 水産加工施設の整備事業 等
- … 新たに創設（p.42）
 - … 拡充
 - … 拡充（p.43）
 - … 津波防災地域づくり法で創設（被災地での活用を想定）（p.44）
 - … 拡充（p.45）
 - … 拡充（p.46）

【共通の特例】

これらの事業実施にあたり、

- 許可基準の緩和・許可手続のワンストップ化（p.38～p.41）
- 事業円滑化のための土地に関する特例（p.47）
- 土地収用手続の特例（p.48）
- 環境影響評価手続の特例（p.49）
- 建築行為等の届出・勧告（p.50）
- 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の所有権移転登記の免税措置（p.51）
- 都市再生機構（UR）の受託業務の特例
 - …委託を受けて、URが復興整備事業の実施を支援

事業実施に必要な許可の基準緩和

現状と課題

事業実施のために必要な許可が得られない

- 市街化調整区域の開発行為：限定的に許可
※ 許可対象が限定：農家用住宅、日用品販売店舗 等

- 農用地区域での農地転用：禁止

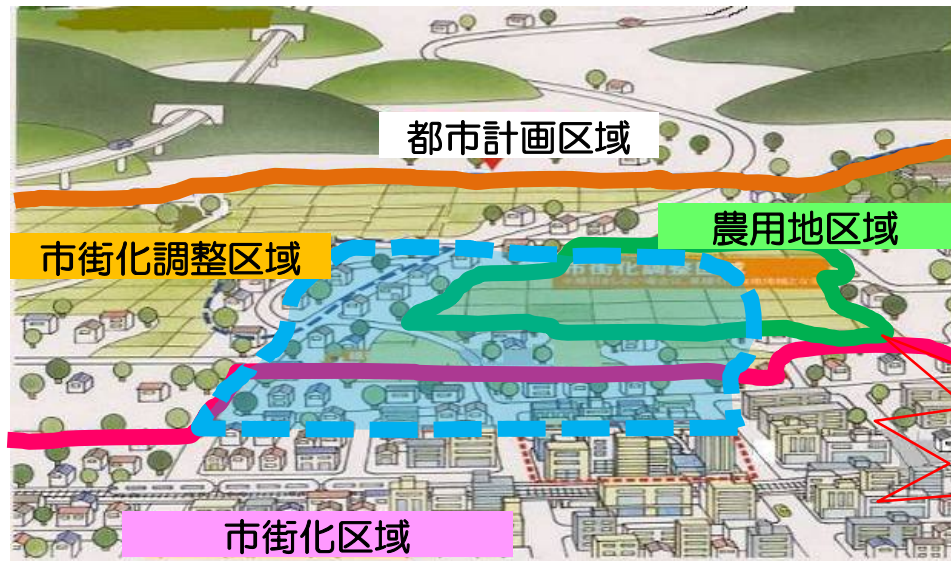
特例措置

復興事業のためであれば、特例的に許可

- 市街化調整区域のままでも開発を許可

- 農用地区域のままでも転用を許可

〔被災前〕



壊滅的被害

復興事業の実施区域（土地区画整理事業、民間による住宅団地開発事業等）

復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要

津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を支援するため、市街化調整区域における開発許可の基準を大幅に緩和

＜市街化調整区域における開発許可の特例制度＞

	既存制度	特例
手続	・事業者が申請し、県が許可	・協議会での協議等により処理 事業者による申請は不要
許可対象行為	・開発行為は限定的に許可 農家用住宅や日用品販売店舗等のための開発行為に限って限定的に許可	・新たな住宅地等のための開発行為であっても特例的に許可
許可基準	・以下の基準に照らし判断 ①技術基準 地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性等に係る技術的な基準。 ②立地基準 市街化抑制のための立地に関する基準。 農家用住宅や日用品販売店舗等に限って許容。	・地域の復興等のために必要な開発行為であれば、以下の基準のみに照らし判断 ①技術基準 地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性等に係る技術的な基準

復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要

津波被災地域の円滑かつ迅速な復興を支援するため、農地転用手続を大幅に緩和

	既存制度	特例
手続	・事業者が申請し、県又は指定市町村が許可	・協議会での協議等により処理 事業者による申請は不要
許可対象農地	・農用地区域内農地、第一種農地は転用不可	・農用地区域内農地、第一種農地であっても特例的に許可
許可基準	・農地一筆毎に以下の基準に照らし判断 ①代替する農地の有無 ②転用の確実性 ③周辺農地の営農条件への影響 等	・一筆毎ではなく、土地利用方針(土地利用再編の青写真)でもって、以下の基準に照らし判断 ①復興のため必要かつ適当 ②農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないもの

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化

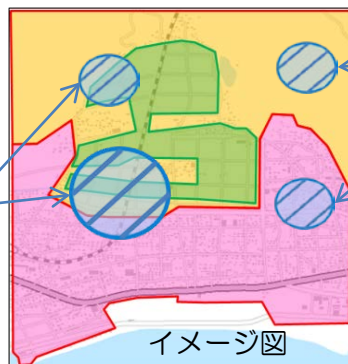
現状と課題

事業実施のためには複数の許可が必要
(開発許可、農地転用の許可等)

特例措置

事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理

都市計画法の開発許可・農地転用許可・農用地区域の開発許可が必要



都市計画法の開発許可が必要

- 市街化区域（都市計画法に基づき指定）
- 市街化調整区域（都市計画法に基づき指定）
- 農用地区域（農業地域振興法に基づき指定）
- 事業実施区域

事業に必要な許可手続

- 都市計画法の開発許可
- 農地法の農地転用の許可
- 農用地区域における開発許可
- 保安林の開発許可
- 自然公園法の開発許可 等

協議会での協議・同意 復興整備協議会



ワンストップ処理

協議会での協議等を経た場合には、事業に必要な許可があったものとして扱う

許可手続のほか、下記の手続についても、それぞれ、ワンストップで処理可能とする

●都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続

（都市計画区域、都市計画、農業振興地域、農用地利用計画、保安林、漁港区域等）

●事業計画の作成手続

（土地改良事業計画、集団移転促進事業計画、住宅地区改良事業の事業計画、特定漁港漁場整備事業計画）

宅地・農地一体整備事業の概要

宅地・農地一体整備事業

現状と課題

- 農地と集落が混在するエリアが大規模に被災
- 住宅地を内陸側に移すことが望まれるが、土地区画整理事業では、原位置での換地が原則

特例措置

- 土地区画整理事業と農業基盤整備事業（除塩、農業用排水施設の整備等）を一体的に実施
- 住民の申出に基づき、安全なエリアに住宅地等を集約

【予算措置】都市再生区画整理事業（公共施設等整備、嵩上げ整地等）、
農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農業用排水施設等の整備）

《施行地区イメージ》

【被災前】

住宅地と農地が混在

【安全なエリアに住宅を集約】

【土地利用を再編】

【事業実施後】

切土・盛土等

住宅地

農地

農業基盤整備

安全なエリアへの
換地の申出が可能

土地区画整理事業の区域要件の緩和

現状と課題

地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができない

市街化調整区域
においても
甚大な被害が発生

特例措置

地方公共団体は、市街化調整区域においても土地区画整理事業を施行することとする

【予算措置】都市再生区画整理事業（公共施設等整備、嵩上げ整地等）

県営土地改良事業の拡充

被災地域の農業の円滑・迅速な復興を図るため、県の発意で行うことができる土地改良事業の範囲を拡充する。

現状と課題

- ・ 県営土地改良事業は、原則、農業者申請を要件として実施。県の発意により行うことができる事業は限定的。

- ① 農業用排水施設等の新設・変更
- ② 埋立・干拓
- ③ 災害復旧

特例措置

- ・ 県の発意により行うことができる事業として以下の事業を追加。

- ① 区画整理
- ② 農用地の造成
- ③ 客土、暗渠排水



（事業実施前）



（事業実施後）

【予算措置】 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
（ほ場整備、農用地開発、農用地の改良又は保全等）

津波復興拠点整備事業の概要

現状と課題

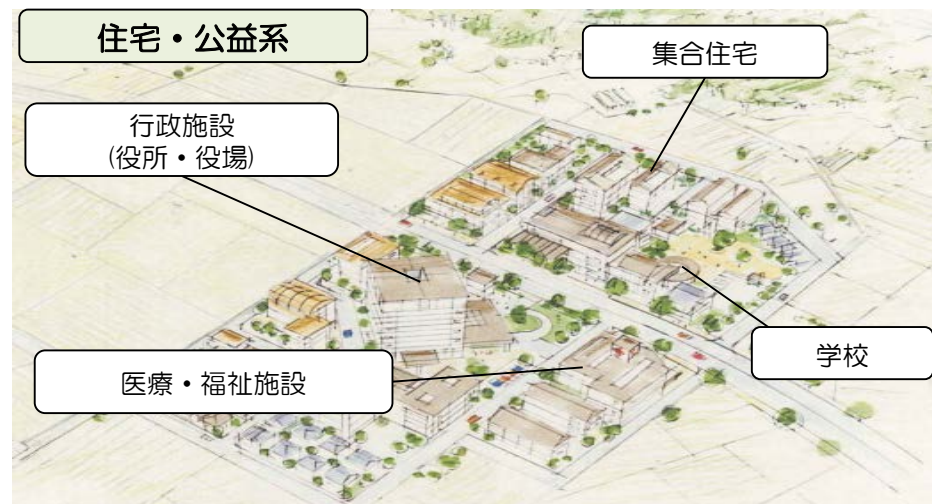
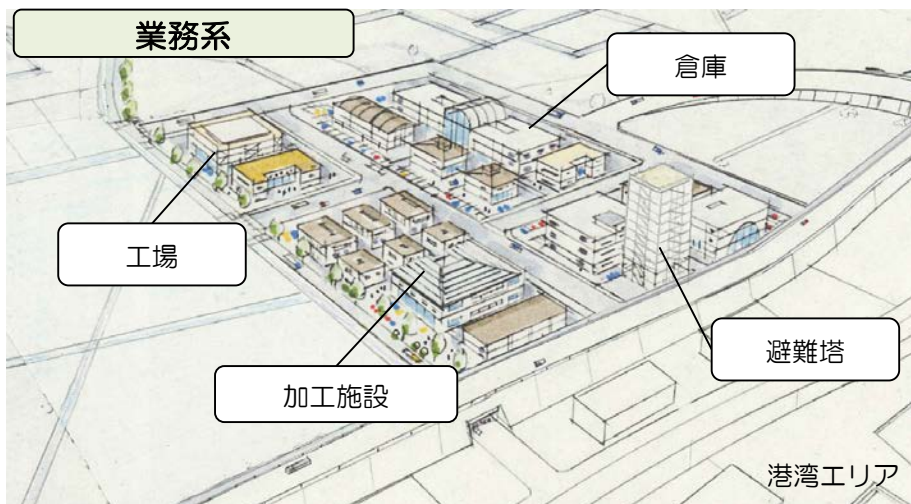
住宅、業務施設、公益的施設（学校・医療施設・官公庁施設等）等、都市機能全般に甚大な被害

特例措置

※津波防災地域づくり法で創設

住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能に）

【予算措置】津波復興拠点整備事業（公共施設等整備、嵩上げ整地等）



<整備手法の例>

公共団体等 — 全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備

民間 — 公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施
— 公共団体から借地して、上物の整備を実施

防災集団移転促進事業の拡充

背景

- ・ 本事業は災害が発生した地域等において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援するもの
- ・ 東日本大震災の津波により、被災地域が広域に及び、都市によっては都市機能が喪失するような甚大な被害が生じているところ
- ・ 被災市町村では、被災地域から安全な地域への集団移転を含む復興計画が策定されつつある

特例措置

多様な用途の立地を可能とする移転への対応

- ① 住宅団地の用地取得・造成費について、移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分を補助対象化
- ② 住宅団地に関連する公益的施設（病院等）の用地取得・造成費の補助対象化（有償譲渡等の場合は①と同じ取扱い）

復興特区法において規定

被災自治体に対する財政的支援の充実

- 補助限度額の引き上げ（※）、戸当たり限度額（現行：一般の市町村で1,655万円）の不適用（交付率3/4）

円滑な事業実施への支援

- 住宅団地の規模要件の緩和（10戸以上→5戸以上）
- 市町村による移転元の区域内の土地取得要件の緩和（農地・宅地すべての買取り→住宅用途以外の買取りは義務としない）

※ 住宅団地の用地取得造成費：地域の実情に応じた造成費見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。移転者の住宅の建設費等については自己負担。借入金の利子相当額補助については415万円→722.7万円に引き上げ（時点：平成31年3月末）等

【予算措置】防災集団移転促進事業

住宅地区改理事業の拡充

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域で住宅街の再生を図るため、被災地の実情を踏まえた弾力的な住宅地区改理事業（不良住宅の除却、従前居住者用住宅（改良住宅）の建設等）の施行を可能とする

現状と課題

- 事業を施行する「改良地区」は以下が要件

【施行要件】

- ①地区の面積が0.15ha以上であること
- ②地区内の不良住宅の戸数が50戸以上であること
- ③地区内の全住宅に占める不良住宅の割合が8割以上
- ④地区内の住宅密度が、80戸以上/ha であること

- 「不良住宅」は、法律上「建築物」（土地に定着し、屋根及び壁又は柱を有する）であることが必要

特例措置

東日本大震災により基礎等が損壊し、建築物でなくなった住宅についても、不良住宅とみなす



（基礎及び1階部分が崩れた住宅）

【予算措置】 住宅地区改理事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）

復興整備事業の円滑化のための土地に関する特例

現状

- 境界の明確化が困難な土地が多数発生
- 行方不明者や避難先が把握できない
遠方への避難者も多数発生

境界が不明確



復興整備事業の
妨げになるおそれ

課題

土地境界の明確化

地籍調査の実施者

津波浸水区域の9割で実施済
しかし、仙台市の進捗率3割
(若林区荒浜、宮城野区蒲生は未実施)
宮古市の進捗率3割

- ◆ 地方公共団体等に限定

筆界特定制度の申請者

所有者が所在不明の場合は困難

- ◆ 所有者に限定

事業のための測量、調査

土地への立入り、試掘等が必要

- ◆ 土地の所有者・占有者の
了解が必要

特例措置

国（国土交通省）による
地籍調査の代行を可能に

事業の実施主体による
筆界特定の申請を可能に

市町村の許可等の手続を経て、
土地への立入り等を可能に

効果

- 土地の境界の明確化により、用地取得が進展
- 所有者が所在不明の場合を含め、測量、調査が可能に



復興整備事業の円滑化に寄与

土地収用手続の特例

・土地収用手続の更なる迅速化



復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与

土地収用手続の迅速化

現状

① 土地収用法の
事業認定手続

↓
3月以内に事業認定
を行う努力義務

② 土地収用法の
裁決申請手続

↓
損失補償の見積等の
記載や土地調書の添付
が必要

③ 土地収用法の緊急使用*
による工事着手の前倒し

↓
緊急使用は「公共
の利益に著しく支障
を及ぼす場合」
に活用可能

↓
緊急使用の
期間は6月

特例措置

2月以内に
短縮し
手続を迅速化

※用地取得加速化
プログラムで対応
済みの措置

申請時には損失補償の
見積等の記載や土地調書
の添付を不要に

※起業者による土地調書の作成等
と収用委員会による論点整理等を
並行して進めることが可能に

「東日本大震災から
の復興を円滑かつ
迅速に推進すること
が困難」な場合を
要件に明記

緊急使用の
場合の補償金の
供託要件の緩和

緊急使用の
期間を1年に

早期の収用裁決
の努力義務

収用適格事業の拡大

現状

④ 50戸未満の
集団住宅の整備

↓
収用対象外

特例措置

5～49戸の
集団住宅の整備
についても、
都市計画法上の
一団地の住宅施設
とみなすことで、
収用を可能に

※50戸未満の防災集団
移転促進事業等も
収用対象とすること
が可能に

* 緊急に事業を施行する必要がある場合に、収用委員会の手続の遅延によって著しく公共の利益に支障を及ぼすことを免れるため、例外的に裁決前であっても土地の使用を認めるもの

環境影響評価手続の特例

復興整備計画に位置付けられた復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる一定の事業について、迅速な事業着手という復興特区法の趣旨に合わせた形で環境影響評価手続の特例を適用



「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立を図る

現状

＜対象事業＞

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、道路、ダム、鉄道、空港、発電所、土地区画整理事業などの13種類の事業

方法書

環境影響評価の実施

事業者が通年現地調査を含む十分な調査・予測・評価・環境保全対策の検討を行う。

準備書

評価書

- ◆ 対象事業を実施しようとする事業者が手続を実施
- ◆ 方法書、準備書、評価書の3段階で実施
- ◆ 方法書、準備書段階では国民、地方公共団体が、評価書段階では国の関与がある。

特例措置

＜対象事業＞

被災住民の生活再建に不可欠な事業として復興整備計画に位置づけられる、土地区画整理事業（75ha以上）、鉄道事業及び軌道事業（7.5km以上）

特定環境影響評価の実施

被災した市町村等が主に既存文献等を活用し、調査・予測・評価・環境保全措置の検討を行う。

特定評価書

- ◆ 被災した市町村等が特例手続を実施
- ◆ 方法書、準備書、評価書を集約
- ◆ 国民、地方公共団体、国の関与を集約

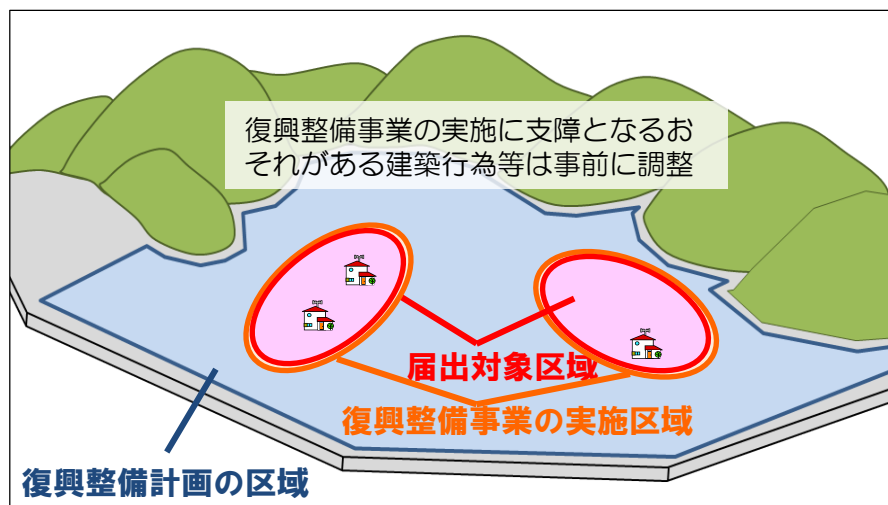
建築行為等の届出・勧告

現状と課題

- 復興整備事業開始までの間に、事業の実施区域内で建築行為や開発行為が実施されると、復興整備事業の妨げになるおそれ

特例措置

- 復興整備事業の実施区域における建築行為や開発行為について、事前届出・勧告の対象とする（被災市町村が届出対象区域を指定）
- 届出を受けた市町村長は、届出者に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる



被災市町村

届出対象区域の指定

行為者

届出対象区域内の建築行為等の届出

被災市町村

必要な措置を勧告

事業実施に支障となるおそれがある場合

防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の所有権移転登記の免税措置

震災特例法40条の5

- 平成33年3月31日までの間に、防災集団移転促進事業により取得した移転元地を利用して復興整備事業を行うため、事業区域内の民有地と区域外の公有地の交換を行った場合に、民有地所有者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を免税とする。

○ 特例適用までの流れ

復興整備計画の策定及び届出対象区域の指定

- 被災市町村は、東日本大震災復興特別区域法46条1項に規定する復興整備計画を作成
 - ・ 同法46条2項4号の復興整備事業として、移転促進区域内の土地(移転元地)を利用する事業を記載
- 被災市町村は、復興整備事業の実施区域を同法64条1項に規定する届出対象区域に指定

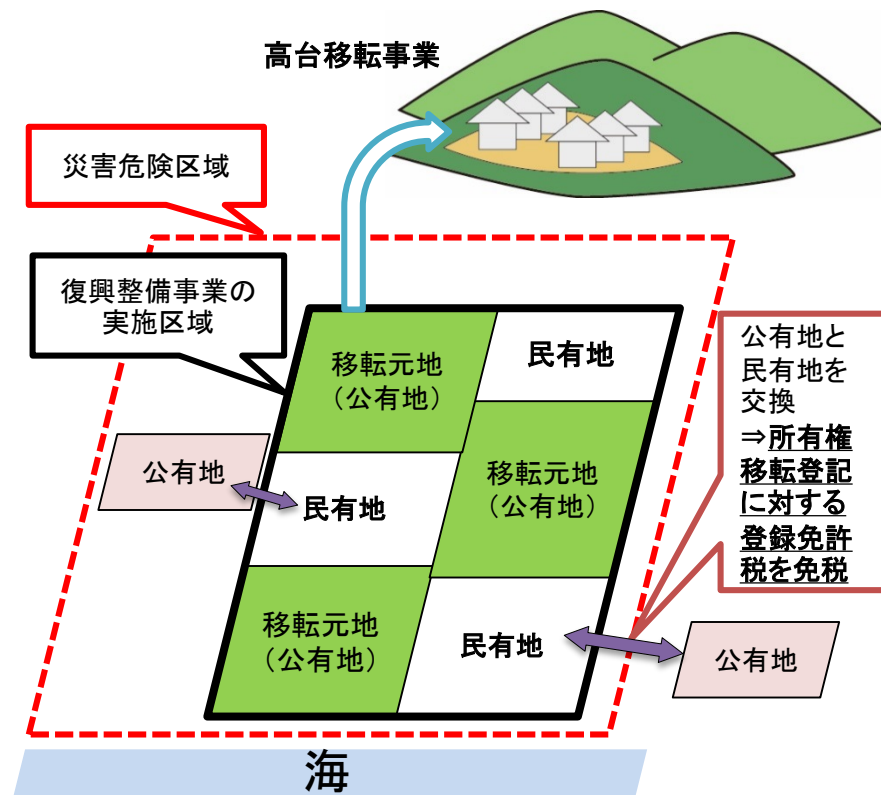
土地の交換の実施

- 復興整備計画に基づく復興整備事業の用に供するため、公有地との交換で民有地※を取得
 - ※ 民有地は、届出対象区域内の土地であること

税制特例の適用

- 上記交換により公有地を取得した者について、土地の所有権の移転登記を免税
 - ※ 登記申請書に、上記交換である旨を証明する市町村長の書類を添付

【土地の交換のイメージ】



※ : 交換する公有地は防災集事業で取得した土地以外でも可
※※ : 復興整備事業の実施区域は届出対象区域に指定

- 東日本大震災復興交付金について(p.53)
- 東日本大震災復興交付金の活用事例 (p.55)
- 東日本大震災復興交付金の予算額・配布額(p.56)

東日本大震災復興交付金

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
20	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低廉化事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災復興交付金

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、随時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・運用の弾力化 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
(※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の運用の弾力化(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
⇒ 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日、29年6月23日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 28年4月26日に、震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、被災地における観光振興、離半島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。
- 29年6月23日に、移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、土地の利活用に資する取組への支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。

東日本大震災復興交付金

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,060億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,676億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,394億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,750億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,102億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,380億円)
- ・道路事業(50市町村、5,411億円)
- ・下水道事業(27市町村、2,634億円)
- ・都市公園事業(21市町村、644億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、126億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

東日本大震災復興交付金

- 23年度第3次補正予算から30年度予算までで、国費3兆4,078億円(事業費4兆2,377億円)を計上。
- これまでに23回の配分を行い、国費3兆2,272億円(事業費4兆0,390億円)を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
23年度第3次補正予算	15,612	19,307
24年度予算	2,868	3,584
25年度予算	5,918	7,397
25年度第1次補正予算	611	763
26年度予算	3,638	4,547
27年度予算	3,173	3,931
28年度予算(補正後)	930	1,165
29年度予算	525	655
30年度予算	805	1,027
合計	34,078	42,377

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,603	10,718
宮城県	19,119	23,813
福島県	3,496	4,404
その他	1,054	1,455
合計	32,272	40,390

注1)事業費はそれぞれ配分時、予算計上時点での金額
注2)端数処理により合計と一致しない場合がある

各回の配分額

(単位:億円)

	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
第18回(29年6月23日)	55	74
第19回(29年12月1日)	722	942
第20回(30年2月28日)	319	418
第21回(30年6月27日)	40	52
第22回(30年11月30日)	573	760
第23回(31年2月28日)	200	247
合計	32,272	40,390

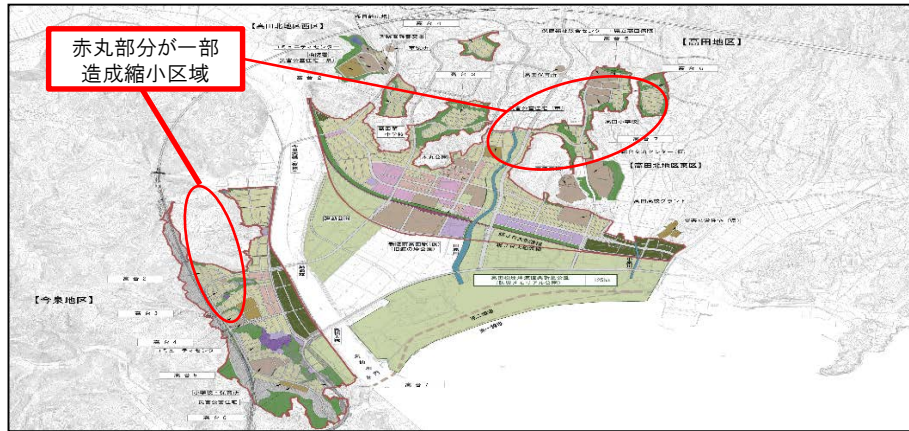
東日本大震災復興交付金

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万8千戸(30年3月末時点)に縮小。

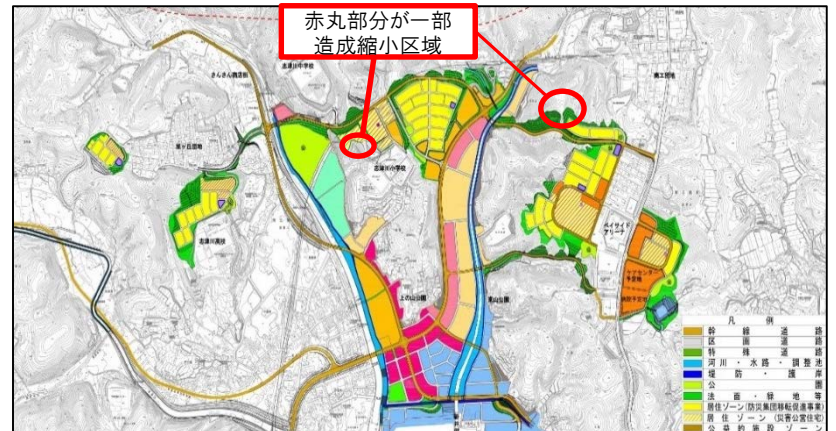
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒550戸(29年9月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒784戸(29年9月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。
- 女川町
・地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。
- 岩沼市
・防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。